

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I Lawyer's Eye

中国での企業結合実務～簡易案件での届出～

弁護士 中川 裕茂

II 中国法令アップデート

- 労災従業員労働能力鑑定管理弁法
- 食品生産企業安全生産監督管理暫定規定
- 金融リース会社管理弁法

III 中国万感

～中国と日本の漢字～

弁護士 森脇 章

I Lawyer's Eye



弁護士 中川 裕茂

中国での企業結合実務～簡易案件での届出～

中国での企業結合規制に関して、2014年2月11日に事業者結合簡易案件の適用基準に関する暫定規定(中国語:关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定、以下「簡易案件適用基準規定」という。)が公布されてから、既に2ヶ月弱が経過した。本稿では規制の概要を説明の上、現状及び今後の動向、特に簡易案件の処理について今後公布される可能性のある手続き的規制の概要について若干の解説を加えたい。

1. 規制の概要

中国の企業結合審査には時間を要することで今や世界的にも有名(?)になった。通常、審査の開始までに1~2ヶ月、審査が開始した後でも1次的審査期間の30日で審査が終了することではなく、審査期間が2次審査期間(更に90日)にまで延長されることが通常であり、一般的な案件でも合計で半年程度は覚悟をしなければならない状況が続いている。

かかる状況下において、審査を簡素化・迅速化することを目的として、事業者結合簡易案件の適用基準に関する暫定規定は、次のような案件を「簡易案件」として処理することを規定した(簡易案件適用基準規定第2条)。

〈 簡易案件に該当する案件の種類と基準 〉

類型	具体的基準
シェアが低い 場合	(1)一つの関連市場において、結合に参加する全ての事業者の市場シェアの総和が15パーセントを下回る場合 (2)結合に参加する事業者に商流の上流・下流の関係がある場合で、上流及び下流の市場におけるシェアがいずれも25パーセントを下回るとき (3)結合に参加する事業者が同一の関連市場になく、かつ商流の上流・下流の関係がない場合で、取引に関連する各市場におけるシェアがいずれも25パーセントを下回るとき
中国市場に 対する影響が 少ない場合	(4)結合に参加する事業者が中国国外において合弁企業を設立する場合で、合弁企業が中国国内で経済活動に従事しないとき (5)結合に参加する事業者が外国企業の持分又は資産を買収する場合で、当該外国企業が中国国内で経済活動に従事しないとき
共同支配から 単独支配に 移転する場合	(6)2以上の事業者が共同して合弁企業を支配している場合で、結合によりそのうちの1以上の事業者により支配されるとき

上記原則に該当する場合でも下記のケースでは例外的に簡易案件として扱われないと規定されている(簡易案件適用基準規定第3条)。

- 2以上の事業者が共同して合弁企業を支配している場合で、結合によりそのうちの1の事業者により支配され、当該事業者と合弁企業が同一の関連市場における競争者であるとき
- 事業者結合の関連市場の画定が難しい場合
- 事業者結合が市場への参入又は技術の進歩に対して不利な影響を生じるおそれがある場合
- 事業者結合が消費者及び他の関連する事業者に対して不利な影響を生じるおそれがある場合
- 事業者結合が国民経済の発展に対して不利な影響を生じるおそれがある場合
- 商務部が市場の競争に不利な影響を生じるおそれがあると認めるその他の場合

2. 制度上の不透明な点/留意点

本簡易案件適用基準規定には、制度として次のような問題がある。

- (1)簡易案件に該当した場合の効果が全く規定されていない。簡易案件に該当した場合には、通常案件と比べて、届出時にどのような資料を省略しうなのか、審査の中でどのような手続きが簡略化されるのか等が本来規定されていてしかるべきである。
- (2)簡易案件の該当可能性について、原則的規定としては比較的基準は明確であるものの、例外的に簡易案件とは取り扱われない場合の規定が広範であり、基準が抽象的に過ぎ、予測可能性が極めて低い。
- (3)簡易案件の適用を行うプロセス自体が曖昧であり、簡易案件であるのか否かを判断するプロセスを当局が行う時間が長くなり、簡易案件として扱う本来の趣旨が没却される恐れがある。また、簡易案件としての処理が開始された案件でも、プロセスの中で通常案件として扱うべきという判断がなされた場合、逆にそれまでの審査の時間が無駄になりかえって審査期間が長くなる可能性がある。

また、留意を要する点としては、外国企業同士の結合案件で、例えば外国でJVを設立する場合や、外国企業の株式を一部取得する場合(出資・株式譲受け)で、JVや対象会社が中国における売上がない場合でも、結合に参加する双方の企業グループが売上基準¹を満たす限りは、中国において届出が必要であることが、更に明確にされたことである。これまでも、その考え方自体は常識的であったが、これが簡易案件として届出が必要であるという形で明確化されたため、実質的に中国市場に対する影響がないという実質論をもって法的に届出は不要と結論づけることはできなくなった。

3. 現状の運用及び今後の動向

弊職の知る限りでは、現在のところ、正式に商務部が簡易案件として処理することを正式に決定して審査を行った案件はまだない。これは、現在の簡易案件適用基準規定は上記の通り法制度として不十分であることにも関係があると思われる。一方、ある意味で事実上簡易案件として処理されている案件は、簡易案件適用基準規定の公布前から存在する。通常の案件では、商務部は審

1 届出基準は次のとおり(事業者結合届出基準規定第3条)。

- (1) 結合に参加した全ての事業者の前会計年度における全世界の売上高の合計が100億円を上回り、かつそのうち少なくとも二つの事業者の前会計年度における中国国内の売上高がいずれも4億円を超えている場合
- (2) 結合に参加した全ての事業者の前会計年度における中国国内の売上高の合計が20億円を上回り、かつそのうち少なくとも二つの事業者の前会計年度における中国国内の売上高がいずれも4億円を超えている場合

査を行う際に商務部以外の産業主管の政府機関から意見を聴取する(他の主管部門は、更に中国のローカルの業界団体などに意見を聴取することもある。)。かかるプロセスは独禁法の本来的な趣旨である競争政策上の観点からの審査ではなく、産業政策上の観点からの審査が行われていることを如実に示すが、それはともかくとして、事実上、審査の過程では特段の問題がないと思われる案件では商務部は産業主管の政府機関からの意見を聴取しないという扱いが、例外的にはあるが一部行われてきたようである。

簡易案件の審査の本格的始動はまだ先のことであると思われるが、簡易案件の処理に関するガイドラインが現在商務部においてドラフトされていることがうかがわれる点が注目になる。このドラフトはまだ公開されておらず、今後変動の可能性は大いにあるが、概ね次のような規制である。

- 提出資料が簡素化される。具体的には、通常案件で必要とされている下記の資料リストの内、灰色影付きの部分が不要とされる(具体的には、事業者結合届出文書書類に関する指導意見(2009年1月5日公布・施行)の第5条4号及び5号並びに6条～10条に列挙された文書・情報)。

No	資料名称	必要とされる資料の概要
1	届出書	
2	届出人の身分証明書または登録登記証明	
3	委任状	
4	買収当事者の基本情報	買収当事者の各社についての下記情報 ① 企業名 ② 登録地 ③ 経営範囲 ④ 企業組織形態(有限責任公司等) ⑤ 担当者の氏名、職務、連絡先 ⑥ 買収当事者の直近の1会計年度の売上額(全世界および中国国内)、会社規模 ⑦ 会社の業界における地位 ⑧ 会社の設立と重要な変更事項に関する沿革
5	関係会社リストと概要	① 買収当事者の関係会社、個人のリストおよび簡単な紹介 ② 組織図その他の図表による説明
6	関連会社の認可証書および営業許可証	買収当事者が中国国内において設立した会社(外商投資企業およびその国内投資企業を含む)、駐在員事務所、分公司およびその他中国国内で登記されたその他のエンティティの設立認可証書および営業許可書
7	結合にかかる取引の概要	① 結合取引の背景 ② 結合の性質と方式(持分譲渡、合併会社の設立等) ③ 取引の対象 ④ 取引の金額 ⑤ 取引終了の予定日 ⑥ 結合終了後の関連する会社間の支配および関連関係 ⑦ 結合に関係する業界または主な商品・サービス ⑧ 結合の動機、目的または経済合理性の分析
8	関連市場の画定に関する説明書	商品・サービスの関連市場の画定と地理的市場等に関する説明等

9	結合の関連市場の競争の状況に与える影響の説明書	<p>以下の情報を含む説明書。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関連市場の画定および理由。製品市場および地域市場の画定を含む。関連製品市場の画定は、製品自身の特性、価格、用途、消費者の需要と嗜好、需要と供給の代替性などの角度から分析を行うことができる。関連地域市場の画定は、業界の特徴、製品の性質、運輸、関税、保険、消費習慣などの角度から分析することができる。関連市場の画定は、必要に応じて関連データを提供し、相応の経済学的な分析を行わなければならない。 2. 関連市場の基本状況。市場全体の規模および発展現状、主要な市場競争者およびその市場シェアおよび連絡先、市場集中度、関連市場製品の輸出入の状況および関税、運輸コスト、各国の価格水準などの方面の分析、データソースと計算根拠、証明文書などの提供を含むがこれらに限らない。 3. 結合の市場構造に対する影響。結合に参加する各当事者の直近2年の売上高および市場シェア、結合に参加する各当事者の経営方式などの分析、データソースおよび計算根拠、証明文書などの提供を含むがこれらに限らない。 4. 関連市場の川上川下の主要企業リスト、担当者および連絡先、その中で、結合に参加する各当事者と川上川下取引のある主要企業を記載し、川上川下企業との取引基本状況を説明しなければならない。 5. 関連市場の供給構造および需要構造。
10	市場参入に関する分析	<p>以下の情報を含む説明書。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関連市場への参入における事実上、法律上などの障害。 2. 知的財産権による制限、結合に参加する各当事者の関連市場における知的財産権のライセンサーまたはライセンシーとしての状況説明。 3. 関連製品の規模、経済的な重要性、関連市場における競争者の数と規模など。 4. 潜在的な市場競争および市場参入の可能性。迅速な関連市場への参入および有効な競争展開の可能性および難易度。 5. 直近数年の関連市場における重大な市場参入または撤退状況。可能であれば、参入し、または撤退した企業名、連絡先などの詳細状況。
11	関連市場における事業者の水平的または垂直的な提携合意の状況の説明書	<p>例えば、研究開発、特許使用権の譲渡、共同生産、代理販売、長期供給および情報交換などに関する合意の有無等を記載。</p>
12	市場構造等についての説明	<p>結合の市場構造、業界の発展、競争者、川上川下事業者、消費者、技術進歩、経済発展及び公共利益に対する影響。</p>
13	結合による効率性説明書	<p>結合により生じうる効率性及び関連する裏づけ文書。効率性はどのように実現できるか、実現時間、量化方式、消費者が利益を受ける程度、結合を通じない当該効率性の実現の可否などの状況を分析。</p>

14	関連市場以外の市場状況の説明書	結合当事者の関連市場以外の市場における状況の説明書
15	結合にかかる契約	外国語の場合には、中国語訳本または重要部分についての中国語要旨を提出。
16	結合当事者の前会計年度の財務諸表	外国語の場合には、中国語訳本または重要部分についての中国語要旨を提出。
17	結合の評価に関するその他の書類	参加する各当事者が内部または外部において作成した結合の評価に役立つ分析および報告文書等。例えば結合取引のフィージビリティスタディ、デューディリジェンス調査報告書、業界の発展研究報告、結合計画報告および取引後の発展予測報告など。
18	結合禁止時の影響説明書	仮に結合が禁止された場合の、事業者および関連市場への影響を説明する書類。
19	関連市場の業界団体情報	業界団体の存否 業界団体がある場合、団体の名称、責任者の氏名および連絡方法
20	他の地域における届出についての説明書	本件買収の中国以外の国家における届出・審査の状況
21	その他	主管機関に説明する必要のあるその他の情報
22	宣誓書	

- 届出当事者が簡易案件としての処理を希望する場合、簡易案件用のフォームで届出を行う。簡易案件として処理するかどうかについて当局の審査が行われ、希望により直ちに簡易案件として処理されるわけではない。
- 簡易案件として処理することを申請した場合、通常案件とは異なり、申請後に案件の審査にかかる公告が行われ、当事者、取引の目的及び概要、簡易案件として審査されるべき理由等が一般に公開され(おそらく商務部のウェブサイト)、第三者によるコメントを 10 日間受け付ける。
- 申請にもかかわらず簡易案件として処理されないことが決定された場合には、通常案件としての届出が再度必要となる。
- 届出文書の簡素化以外、簡易案件として処理される場合の審査期間の特例その他のメリットについては特に規定されない。

4. 届出必要案件で届出義務を怠った案件の公表の開始

商務部の発表によると、2013 年 10 月末までの段階で、届出義務の履行を懈怠した案件で既に調査を行っている案件が 9 件あり、その内 2 件は処分を行ったとのことであり、また今年もそのような案件の調査は強化していくとの方針であるとのことである²。

² <http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/201312/20131200412789.shtml>
http://news.eastday.com/eastday/13news/auto/news/china/u7aj844929_K4.html

この点、3月20日の商務部の発表によると、2014年5月1日から、届出義務の履行を懈怠した案件の行政処罰については、商務部のウェブサイトにて公表するとのことである。

公表は届出義務の確実な履行を促す目的の制度であるが、例えば、外国企業同士の結合案件で、例えば外国でJVを設立する場合や、外国企業の株式を一部取得する場合（出資・株式譲受け）で、JVや対象会社が中国における売上がない場合に届出義務の履行を懈怠したような場合でも実際に行政処罰を行うのかどうか、公表するのか否かは今後の運用の開始を待つ必要がある。

以上

Ⅱ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

弁護士 濱本 浩平

最新中国法令の解説

<労働(労災)>

労災従業員労働能力鑑定管理弁法

[ポイント] 本弁法は、「社会保険法」、「職業病防止法」、「労災保険条例」等に基づき、労働能力鑑定の手続や主体について定めたものである。労働能力鑑定は、労災が発生した時などに、障害の程度を判定するために労働能力鑑定委員会が行う手続である。

本弁法では、労働能力鑑定委員会は、申請を受理してから60日以内に鑑定結果を出すことなど、各手続の期限が明確に定められている。

(2014年2月20日公布、同年4月1日施行)(中華人民共和国人力資源及び社会保障部中華人民共和国国家衛生及び計画生育委員会第21号令)

[原文] [工伤职工劳动能力鉴定管理办法](#)

<食品衛生>

食品生産企業安全生産監督管理暫定規定

[ポイント] 本規定は、「安全生産法」等に基づき、食品生産企業(農業、漁業、牧畜業、林業又は化学工業製品、半製品を原料として、工業的加工、制作を通じ、人々の食用又は飲用に供する企業)の生産安全事故を防ぐことを目的として制定されたものである。本規定は、従業員数が300名を超える食品生産企業は、3名以上の専門安全生産管理者及び最低1名の登録安全プロジェクト師を置くことなどを定めている。

(2014年2月18日公布、同年3月1日施行)(国家安全生産監督管理総局令第66号)

[原文] [食品生产企业安全生产监督管理暂行规定](#)

<金融リース会社>

金融リース会社管理弁法

[ポイント] 銀監会の認可によりファイナンスリース業務を営む「金融リース会社」の管理に関する法令の改正がなされた。本弁法については既に2013年12月に意見募集稿が公表されており、(i)出資者の要件を緩和し、(ii)経営可能な業務範囲を拡大し、(iii)子会社の設立を認め、(iv)経営に対する監督を強化する方向での改正が示されていた。本弁法はほぼ意見募集稿の内容を踏襲すると共に、(a)金融リース会社の持分を事後的に保有する者にも出資者に関する要件が課されることを法文上明確にし、(b)子会社・SPCの対外的なファイナンスに際し担保を提供することを認める等の修正がなされている。現時点では外資によるリース会社は基本的に商務部門の監督を受ける「外商投資ファイナンスリース会社」であるものが多いが、今回の金融リース会社における参入基準の緩和により今後外国会社の投資する金融リース会社が増加するか注目される。

(2014年3月13日公布、施行)(中国銀行業監督管理委員会令2014年第3号)

[原文] [金融租赁公司管理办法](#)

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
1	国	全国人民代表大会常務委員会による国務院に中国(上海)自由貿易試験区における関連法律規定の行政審査認可の一時的調整を授権することに関する決定	全国人民代表大会常務委員会关于授权国務院在中国(上海)自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定	2013年8月30日第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議通過	全国人民代表大会常務委員会	2013年8月30日 (2013年10月1日)	国務院に対し試験区において外資三法の審査認可に関する規定の適用の調整を授権したもの。
2	国	国務院による中国(上海)自由貿易試験区総合方案	国务院关于印发中国(上海)自由贸易试验区总体方案的通知	国 発 [2013]38号	国務院	2013年9月18日 (同日)	試験区の全体的な政策。 別紙の「中国(上海)自由貿易試験区サービス行拡大開放措置」で新たに外資に開放される業種が規定されている。
3	国	国家工商行政管理総局による中国(上海)自由貿易試験区建設の支持に関する若干意見	国家工商行政管理总局关于支持中国(上海)自由贸易试验区建设的若干意见	工商外企字 [2013]147号	国家工商行政管理総局	2013年9月26日 (同日)	会社の実収資本を登記しないこと、最低資本金の廃止、出資方法・出資期限の自由化。 年度検査の廃止・年次報告制度の新設。 会社設立後は別に許認可が必要な業務を除き、直ちに一般的な事業活動を行うことが可能。

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
4	国	国家工商行政管理総局による中国(上海)自由貿易試験区の新営業許可証案の試行の同意に関する回答	国家工商总局关于同意中国(上海)自由贸易试验区试行新的营业执照方案的批复	工商外企字[2013]148号	国家工商行政管理総局	2013年9月26日(同日)	試験区の会社の営業許可証の書式を規定。
5	地方	上海市人民代表大会常務委員会による中国(上海)自由貿易試験区における本市の関連地方性法規規定実施の暫定調整に関する決定	上海市人民代表大会常務委員会关于在中国(上海)自由贸易试验区暂时调整实施本市有关地方性法规规定的决定	上海市人民代表大会常務委員会公告第3号	上海市人民代表大会常務委員会	2013年9月26日(2013年10月1日)	試験区において上海市外商投資企業審査認可条例の不適用を規定。
6	国・地方	交通運輸部及び上海市人民政府による「中国(上海)自由貿易試験区総合方案」の実施及び上海国際輸送センター建設の加速推進に関する実施意見	交通运输部 上海市人民政府关于落实《中国(上海)自由贸易试验区总体方案》加快推进上海国际航运中心建设的实施意见	交水発[2013]584号	交通運輸部・上海市人民政府	2013年9月27日(同日)	国際船舶運輸業務に関する外資比率の制限を緩和(49%が上限→50%以上も可)。国際船舶管理業務の外資規制を撤廃
7	国	国家品質監督検査検疫総局による中国(上海)自由貿易試験区建設の支持に関する意見	国家质量监督检验检疫总局关于支持中国(上海)自由贸易试验区建设的意见	国質検通[2013]503号	国家品質監督検査検疫総局	2013年9月27日(同日)	試験区内の特種設備生産単位の許認可等一部の権限の上海市品質技術監督部門への移譲等

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
8	国	上海において中国資本の非五星旗国際航行船舶の沿海通過に関する公告	关于在上海试行中资非五星旗国际航行船舶沿海捎带的公告	交通運輸部公告 2013年第55号	交通運輸部	2013年9月27日 (同日)	中国資本の海運会社による中国船籍以外の船を用いた中国沿岸の港湾・上海港間での輸出入コンテナ輸送業務の試行等
9	地方	上海市都市建設交通委員会による中国(上海)自由貿易試験区における外商投資建設工程企業設立の関連事項に関する通知	上海市城乡建设和交通委员会关于在中国(上海)自由贸易试验区设立外商投资建设工程企业有关事项的通知	滬 建 交 聯 [2013]997号	上海市都市建設 交通委員会	2013年9月27日 (2013年10月1日)	試験区に設立される外商投資建設工程設計企業及び外商投資建築業企業につき次の例外を認めるもの。 (i)外国側出資者の工程設計実績の審査を廃止 (ii)上海市の中外合同建設プロジェクトを請け負う際の外資比率の制限を廃止
10	国	中国銀監会による中国(上海)自由貿易試験区銀行業監督管理の関連問題に関する通知	中国银监会关于中国(上海)自由贸易试验区银行业监管有关问题的通知	銀 監 発 [2013]40号	中国銀行業監督 管理委員会	2013年9月28日 (同日)	条件を満たす中国資本の銀行によるオフショア業務を解禁等。

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
11	地方	上海市商務委員会、上海市經濟情報化委員会、上海税関、上海出入国検査検疫局及び中国(上海)自由貿易試験区管理委員会による中国(上海)自由貿易試験区における国際補修業務の展開の実施意見の印刷配布に関する通知	上海市商务委员会、上海市经济和信息化委员会、上海海关、上海出入境检验检疫局、中国(上海)自由贸易试验区管理委员会关于印发在中国(上海)自由贸易试验区开展全球维修业务实施意见的通知	滬商機電 [2013]698号	上海市商務委員会 上海市經濟情報化委員会 上海税関 上海出入国検査検疫局 中国(上海)自由貿易試験区管理委員会	2013年9月28日	試験区における、損傷・機能喪失・欠陥の発生した物品の検査・修理業務につき、輸出入や検査・検疫に関する概括的な規定をおくもの。
12	国	文化部による中国(上海)自由貿易試験区文化市場管理政策の実施に関する通知	文化部关于实施中国(上海)自由贸易试验区文化市场管理政策的通知	文市発 [2013]47号	文化部	2013年9月29日 (同日)	演出ブローカー業務の設立と上海市におけるサービス提供、娯楽場所試験区内での開設の解禁。 試験区に設立した会社が生産したゲーム機・ソフトを中国国内向けに販売することの解禁(ただし内容審査あり)等。

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
13	国	中国保険監督管理委員会による中国(上海)自由貿易試験区建設の支持	保监会支持中国(上海)自由贸易试验区建设		中国保険監督管理委員会	2013年9月29日	以下の事項等に対する支持を表明したもの ・外資による専門健康保険機構の設立 ・保険会社が試験区内に支店等を設立し、人民元クロスボーダー再保険業務を展開すること ・試験区の保険機構による国外投資の試行 (概要のみ公開されており全文は非公開)
14	国	資本市場による中国(上海)自由貿易試験区の支持促進の若干政策措置	资本市场支持促进中国(上海)自由贸易试验区若干政策措施		中国証券監督管理委員会	2013年9月29日	上海先物取引所が試験区内に上海国際エネルギー取引センター株式会社を設立し、国際的原油先物のプラットフォームの建設を進めることに対する同意等 (実施細則が別途制定される予定)
15	地方	中国(上海)自由貿易試験区管理弁法	中国(上海)自由贸易试验区管理办法	上海市人民政府令第7号	上海市人民政府	2013年9月29日 (2013年10月1日)	試験区の運営・管理、投資管理、貿易、金融等に関する全般的な規定。 (詳細は2013年10月15日号参照)
16	地方	中国(上海)自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法	中国(上海)自由贸易试验区外商投资项目备案管理办法	滬府発[2013]71号	上海市人民政府	2013年9月29日 (2013年10月1日)	試験区の会社の外商投資プロジェクト届出(従前の外商投資プロジェクト審査確認に相当する)の規定。(詳細は本号参照)

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
17	地方	中国(上海)自由貿易 試験区国外投資プロジ ェク外届出管理弁法	中国(上海)自由貿易 試験区境外投資項目 备案管理办法	滬 府 発 [2013]72号	上海市人民政府	2013年9月29日 (2013年10月1 日)	試験区の会社による国外投資プロジ ェク外届出(従前の国外投資プロジ ェク外審査認可に相当する)の規定。
18	地方	中国(上海)自由貿易 試験区外商投資企業 届出管理弁法	中国(上海)自由貿易 試験区外商投资企业 备案管理办法	滬 府 発 [2013]73号	上海市人民政府	2013年9月29日 (2013年10月1 日)	試験区の会社の商務部門における 設立届出の規定。(詳細は2013年 10月15日号及び本号参照)
19	地方	中国(上海)自由貿易 試験区国外投資企業 開設届出管理弁法	中国(上海)自由貿易 試験区境外投資開办 企业备案管理办法	滬 府 発 [2013]74号	上海市人民政府	2013年9月29日 (2013年10月1 日)	試験区の会社が国外に会社を設立 する場合の手続の規定。
20	地方	中国(上海)自由貿易 試験区外商投資受入 特別管理措置(ネガテ ィブリスト)(2013年)	中国(上海)自由貿易 試験区外商投資准入 特別管理措施(负面清 単)(2013年)	滬 府 発 [2013]75号	上海市人民政府	2013年9月29日 (同日)	試験区における簡易な手続を利用 することができない業種の一覧。(詳 細は2013年10月15日号を参照)

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
21	地方	中国(上海)自由貿易試験区管理委員会による中国(上海)自由貿易試験区管理委員会印章の使用開始及び上海総合保税区管理委員会印章の使用停止に関する通知	中国(上海)自由貿易試験区管理委員会关于启用中国(上海)自由貿易試験区管理委員会印章和停止使用上海綜合保税区管理委員会印章的通知		中国(上海)自由貿易試験区管理委員会	2013年9月29日 (同日)	試験区管理委員会の印章の使用開始、及びこれまでの上海総合保税区管理委員会の印章の使用停止
22	地方	上海市工商行政管理委員会による中国(上海)自由貿易試験区内企業登記管理に関する規定の印刷・配布に関する通知	上海市工商行政管理局关于印发《关于中国(上海)自由貿易試験区内企业登記管理的规定》的通知		上海市工商行政管理局	2013年9月30日 (2013年10月1日)	国家工商行政管理総局による通知(本一覽 No. 3)に対応する規定。
23	国	中国(上海)自由貿易試験区関連輸入税収政策の通知	关于中国(上海)自由貿易試験区有关进口税収政策的通知	財 関 税 [2013]75号	財政部・海関総署・国家税務総局	2013年10月15日 (2013年9月29日)	試験区内の生産企業及び生産性サービス企業が輸入する機器・設備等の免税。 試験区内に設立された中国資本のリース会社やそのSPCが国外から購入する25t以上の航空機が中国資本の航空会社にリースされる場合に増値税の軽減税率を適用する等。

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
24	地方	上海市人民政府弁公庁による上海市衛生・計画生育委員会等 3 部門が制定した「中国(上海)自由貿易試験区外商独資医療機構管理暫定弁法」の承認・公布に関する通知	上海市人民政府办公厅关于转发市卫生计生委等三部门制订的《中国(上海)自由贸易试验区外商独資医疗机构管理暂行办法》的通知	滬府弁発 [2013]63号	上海市人民政府弁公庁 上海市衛生・計画生育委員会 上海市商務委員会 上海市工商行政管理局	2013年11月13日 (同日)	総合方案(本一覽 No. 2)別紙で100%外資形態での設立が可能と規定された「外商独資医療機構」の設立要件、設立手続等に関する規定
25	地方	上海市人民政府弁公庁による上海市教育委員会等 4 部門が制定した「中国(上海)自由貿易試験区中外合作事業性研修機構管理暫定弁法」の承認・公布に関する通知	上海市人民政府办公厅关于转发市教委等四部门制订的《中国(上海)自由贸易试验区中外合作经营性培训机构管理暂行办法》的通知	滬府弁発 [2013]64号	上海市人民政府弁公庁 上海市教育委員会 上海市商務委員会 上海市人材・社会保障局 上海市工商行政管理局	2013年11月13日 (同日)	総合方案別紙(本一覽 No. 2)で中外合作形態での設立が可能とされた「中外合作訓練機構」(学科教育と職業訓練が含まれる。)の設立要件、設立手続等に関する規定
26	国	中国(上海)自由貿易試験区内の企業による非貨幣性資産を用いた対外投資等の資産再編行為についての企業所得税の政策問題に関する通知	关于中国(上海)自由贸易试验区企业以非货币性资产对外投资等资产重组行为有关企业所得税政策问题的通知	財税[2013]91号	財政部 国家稅務總局	2013年11月15日 (同日)	試験区内の企業が金銭以外の資産を用いて対外投資等を行った場合の資産評価益に対する企業所得税の課税につき 5 年間の分割納付を認める規定(総合法案(本一覽 No. 2)を具体化するもの)

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
27	国	中国人民銀行による中国(上海)自由貿易試験区建設の金融による支援に関する意見	中国人民银行关于金融支持中国(上海)自由贸易试验区建设的意见		中国人民銀行	2013年12月2日	主に次の内容に関する方針を示した意見 ・人民元・外貨口座の管理 ・クロスボーダーの投資に関する規制緩和 ・クロスボーダー人民元取引の拡大 ・金利の市場化 ・外貨管理の簡素化
28	国	国務院による中国(上海)自由貿易試験区内において関連する行政法規及び国務院文書の規定する行政審査認可又は参入特別管理措置を暫定的に調整することに関する決定	国务院关于在中国(上海)自由贸易试验区内暂时调整有关行政法规和国务院文件规定的行政审批或者准入特别管理措施的决定	国発〔2013〕51号	国務院	2013年12月21日	・試験区における特例に関して国レベルの法令を調整するもの。 ・大部分は本一覽記載の法令によって内容が規定されているが、現時点で対応する法令が存在しない事項もあり、それらは今後新たに特例が規定されることが予想される(例えば、外資による信用調査会社(日本の JICC 等の信用情報機関に相当)の設立等)。
29	地方	上海市品質技術監督局による自由貿易試験区品質技術監督業務改革措置の印刷・配布に関する通知	关于印发上海市质量技术监督局自由贸易试验区质量技监工作改革措施的通知	滬質技監綜〔2013〕680号	上海市品質技術監督局	2013年12月24日	国家品質監督検査検疫総局による通知(本一覽 No. 7)の一部の内容を実施するための措置に関する通知で、試験区の分局に各種の行政手続の受理権限を与えること等が含まれる。

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
30	国・地方	工業情報化部・上海市人民政府による中国(上海)自由貿易試験区の付加価値電信業務更なる対外開放に関する意見	工业和信息化部、上海市人民政府关于中国(上海)自由贸易试验区进一步对外开放增值电信业务的意见(2014年)		工業情報化部 上海市人民政府	2014年1月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・情報サービス業務(アプリケーション配信サービスのみ)、蓄積転送類業務(注:ボイスメールやファクシミリの転送サービス等)の外資の出資比率制限を撤廃 ・コールセンター業務、国内多地点通信サービス業務、ISP サービス業務及びVPN サービス業務を新たに外資に開放。ただしVPN サービス業務については外資の出資比率の上限は50% ・オンラインのデータ・取引処理業務(営利性電子商取引)の外資の出資比率上限を55%へ緩和 ・上記各サービスは、ISP サービスを除き全国で提供可能。ISP サービスは試験区内のみで提供可能。
31	国	交通運輸部による中国(上海)自由貿易試験区における国際船舶運輸及び国際船舶管理業務の外商投資比率拡大の試行実施弁法に関する公告	交通运输部关于中国(上海)自由贸易试验区试行扩大国际船舶运输和国际船舶管理业务外商投资比例实施办法的公告	交通運輸部公告 2014年第2号	交通運輸部	2014年1月27日 (同日)	交通運輸部と上海市人民政府による実施意見(本一覽 No. 6)を具体化するもので、(i)国際船舶運輸業務につき、外資比率49%以上の中外合弁及び中外合作を認める、(ii)国際船舶管理業務につき、外資独資形態を認めるもの。

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
32	地方	中国人民銀行上海本部による上海市の支払機構によるクロスボーダー人民元支払い業務の展開に関する実施意見の印刷配布に関する通知	中国人民银行上海总部关于印发《关于上海市支付机构开展跨境人民币支付业务的实施意见》的通知	銀 総 部 発 [2014]20 号	中国人民銀行上海本部	2014 年 2 月 18 日	上海市に設立されたインターネット支払業務の許認可を有する企業、又は上海市外に設立された企業が試験区に設立した分公司に対して、非自由貿易口座の人民元資金のクロスボーダー支払サービスをインターネットを利用して提供することを認める規定。 開業条件(中国人民銀行上海本部での登録)、取扱可能業務、業務を行う上での制約等の規定を持つ。
33	国	会計士事務所による中国(上海)自由貿易試験区における分所の開設及び展開の支持に関する試験的業務についての通知(意見募集稿)	关于支持会计师事务所所在中国(上海)自由贸易试验区设立分所并开展试点工作的通知(征求意见稿)	財弁会[2014]6号	財政部弁公庁	2014 年 2 月 19 日 ～同年 3 月 15 日 (意見募集期間)	・会計事務所による中国(上海)自由貿易試験区分所設立の要件及びその手続

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
34	地方	中国人民銀行上海本部による中国(上海)自由貿易試験区での人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知	中国人民银行上海总部关于支持中国(上海)自由贸易试验区扩大人民币跨境使用的通知	銀 総 部 発 [2014]22 号	中国人民銀行上海本部	2014 年 2 月 20 日	以下を含むクロスボーダー人民元に対する規制緩和。 ・クロスボーダー人民元決済の簡素化: 経常取引・直接投資にかかる決済を資金受取・支払指図書のみで取扱い可能に。 ・オフショア人民元の借入れの規制緩和: 投注差以外の借入枠規制の導入。 ・グループ企業内のクロスボーダーでの人民元キャッシュプーリングの開放 ・クロスボーダー人民元集中決済の規制緩和: グループ外企業も参加可能に。
35	地方	中国(上海)自由貿易試験区商業ファクタリング業務管理暫定弁法	中国(上海)自由贸易试验区商业保理业务管理暂行办法	中(滬)自貿管 [2014]26 号	中国(上海)自由貿易試験区管理委員会	2014 年 2 月 21 日 (同日)	試験区におけるファクタリング会社の設立条件・手続や運営上の要求。 ・試験区に設立されたファイナンス・リース会社によるファクタリング業務兼営の条件(総合法案(本一覽 No. 2)で規定された解放措置の一つ)等。

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
36	地方	中国人民銀行上海本部による中国(上海)自由貿易試験区の小額外貨預金利率の上限の開放に関する通知	中国人民银行上海总部关于在中国(上海)自由贸易试验区放开小额外币存款利率上限的通知	銀 総 部 発 [2014]23号	中国人民銀行上海本部	2014年2月25日 (2014年3月1日)	上海地区の金融機関における、試験区内の居住者(試験区に設立された法人、試験区で1年以上就業する個人等)の外貨預金の金利の自由化。
37	地方	中国人民銀行上海本部による中国(上海)自由貿易試験区の反マネーロンダリング及び反テロ融資業務の実施に関する通知	中国人民银行上海总部关于切实做好中国(上海)自由贸易试验区反洗钱和反恐怖融资工作的通知	銀 総 部 発 [2014]24号	中国人民銀行上海本部	2014年2月27日	試験区の自由貿易口座、クロスボーダー業務におけるマネーロンダリング防止に関する措置等。
38	地方	国家外貨管理局上海市分局による中国(上海)自由貿易試験区建設支持の外貨管理実施細則の印刷配布に関する通知	国家外汇管理局上海市分局关于印发支持中国(上海)自由贸易试验区建设外汇管理实施细则的通知	上 海 匯 発 [2014]26号	国家外貨管理局上海市分局	2014年2月28日 (同日)	以下を含む試験区内に設立した企業の外貨管理の緩和。 ・外貨で払い込まれた資本金の元転の自由化 ・一定の条件を満たす試験区内の企業に国内外のグループ企業の外貨プーリングを開放 ・国外担保・保証提供の事前認可廃止 ・保証料の対外支払の事前認可を廃止

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
39	地方	中国(上海)自由貿易 試験区企業年度報告 公示弁法(試行)	中国(上海)自由貿易 試験区企業年度報告 公示办法(試行)	滬工商管 [2014]49号	上海市工商行政 管理局	2014年3月3日 (同日)	試験区内の企業法人、非法人企業 とその分支機構による年度報告の 公示に関する事項。 登録資本 2000 万人民币元以上又は 年間売上総額 2000 万人民币元以上 の会社などに会計事務所が作成した 監査報告書の提出義務づけ。 期限内に年度報告を公示しない企 業の経営異常リストへの記載及び企 業信用情報公示システムによる公 示などの制裁。
40	地方	中国(上海)自由貿易 試験区企業経営異常リ スト管理弁法(試行)	中国(上海)自由貿易 試験区企業经营异常 名目管理办法(試行)	滬工商管 [2014]49号	上海市工商行政 管理局	2014年3月3日 (同日)	期限内に年度報告を公示しない企 業及び経営場所に対する連絡が取 れない企業に対する経営異常リスト への記載。 経営異常リストの上海市工商行政 管理局サイト(www.sgs.gov.cn)に おける開示。 経営異常リストからの抹消申請手 続。

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行・実施日)	主な規定内容
41	地方	上海市品質技術監督局による中国(上海)自由貿易試験区の特種設備安全監督管理業務改革試行の推進に関する指導意見	上海市质量技术监督局关于推进中国(上海)自由贸易试验区特种设备安全监管工作改革试点的指导意见	滬質技監特[2014]96号	上海市品質技術監督局	2014年3月6日	特種設備(ボイラー、圧力容器、エレベータ等)に関する許認可権限を試験区分局への移譲等、国家品質監督検査検疫総局による意見(本目録 No. 7)を具体化・敷衍するもの。



中国万感



【中国と日本の漢字】

弁護士 森脇 章

4月は異動の季節。留学や研修の開始あるいは部署の変更などで、中国語の勉強を始める方が最も多い季節である。そこで、日中の漢字の話の一つ。

ご存知の通り、現在の中国(メインランド)では、簡体字と呼ばれる簡略化された漢字が用いられている。日本でも、戦後において漢字の簡略化が進められたが、その徹底ぶりは中国の方が一般的には上である。習いたての頃、「朮」(=術)、「环」(=環)、「丰」(=豊)という字に抵抗感を覚えた人も少なくないはずである。尤も、「学」(=學)、「旧」(=舊)など、簡略化の結果が日本と中国で同じものも少なくないし、さらには「仮」(=假)など、日本では簡略化されているのに中国では簡略化されずに使われている漢字もある。少し学習すると、似て非なる形に悩まされる。例えば、「経過」の「経」(=「經」)。特に、右側の「つくり」に注目をすると、日本語の漢字では「又」に「土」であるが、中国の簡体字では、「ス」に「工」である。「経」(=「經」)の正字(旧字体、中国語では「繁体字」)は、「經」であり、これを簡略化する過程で差が生じたものであろうか。同じようなことは、「画」という字にもみられる。「画」の正字は「畫」であるところ、日本ではその中心部分を「一」に「由」と略したが、中国の簡体字では「一」に「由」ではなく「田」である。

こういうものもある。「すずしい」の「涼」の字。日本では「さんずい」だと習ったはずであるが、中国では「にすい」(=两点水)である。漢字が日本に伝えられたときに誤って伝わったのだろうか、と思うかもしれないが、そうでもないようである。実は、日本語入力のパソコンで字を探すと、多くの場合、日本語のフォントの中にも「にすい」の「涼」という字が見つかる。意味も読みも同じ。漢和辞典などで調べると、この「にすい」の漢字も異字体(俗字)として認識されていることが分かる。他方、中国語の世界ではどうか。中国語入力のパソコンでは、まず、「さんずい」(=三点水)の「涼」は見つからない。また、中国の権威である、国家語文字工作委员会などが公布した「現代漢語常用字表」、「現代漢語通用字表」にも「にすい」の「涼」しか載っていない。しかし、諦めるなかれ、中国において簡体字の導入が進められていた1955年に文化部と文改会が公布した「第一批异体字整理表(=第一次異字体整理表)」というのを見ると、「涼」の異字体として「さんずい」の「涼」の字が記載されている。つまり、日本においても中国においても元来両方の字が存在していることが認識されており、日本は「涼」をメインの字として扱い、中国は「涼」をメインの字として扱うことにした、ということのようである。

実は、今回漢字を題材にしようと思ったのは、仕事で「屠」(=「屠」)の字が問題となったからである。日本語では点があり、中国語では点がない。「賭」(=「賭」)にも同じ問題がある。この問題は、最終的には「者」(日本語でも中国語でも「点」はつけない)にもともと「点」がついていた(少なくとも、「点」がついている異字体が存在していた)という点に行きつく話であるが、紙幅の関係上今日はここまでしようと思う。



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませよう、お願い申し上げます。

.....

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	若林 耕
若林 耕	李 加弟	
石黒 昭吉	李 彬	
屠 錦寧	杜 雲華	
呉 暁青	安 然	

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000(代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号
名古屋三井ビルディング新館13階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表处

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号
北京發展大廈809室
郵編100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表处

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道100号 上海環球金融中心40階
郵編200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com

Photo courtesy of City
Developments Limited